

VII 事業推進体制

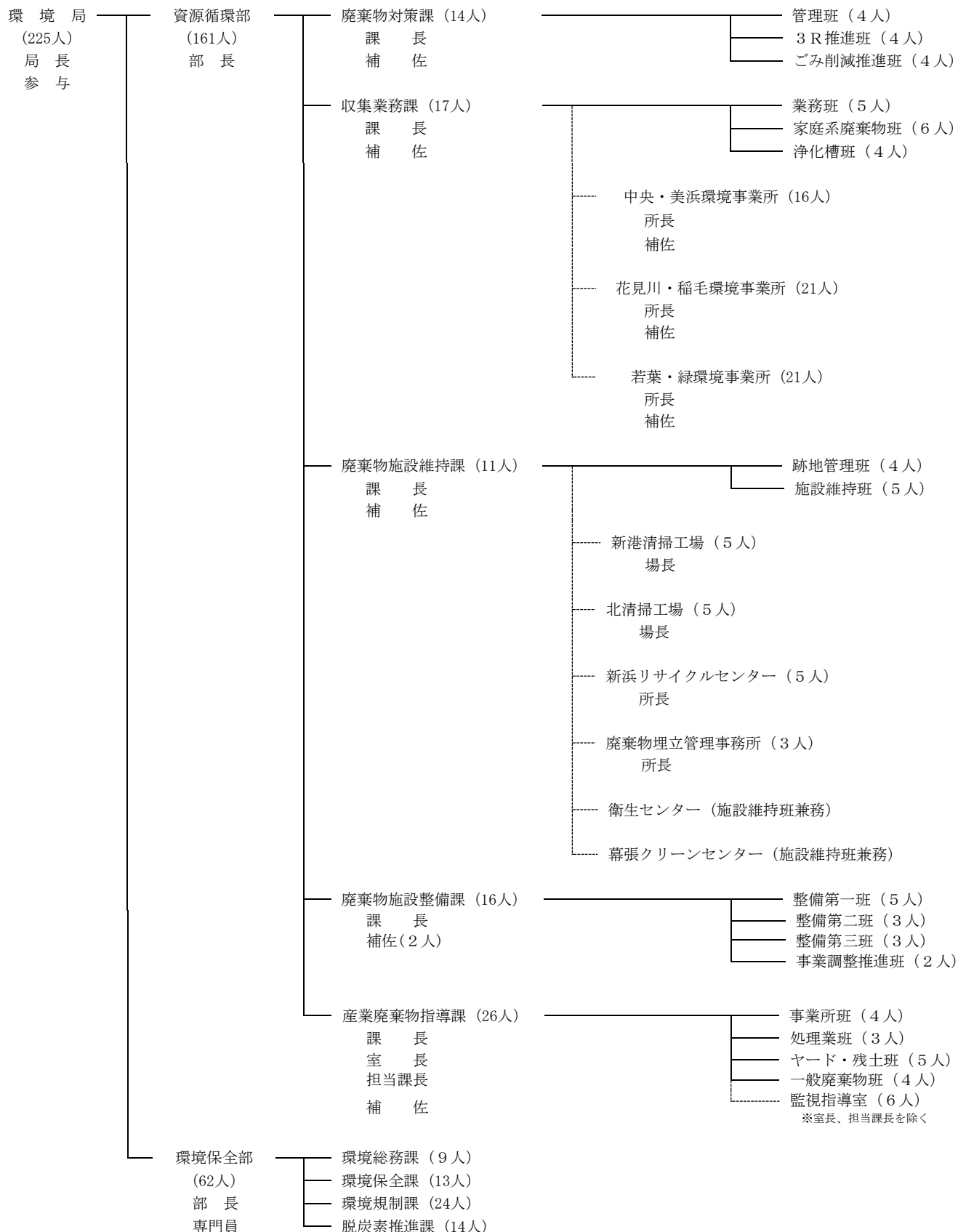
1	機構及び事務分掌	83
（1）	機構	83
（2）	事務分掌	84
2	清掃施設	89
（1）	環境事業所	90
（2）	清掃工場	91
（3）	リサイクル関連施設	92
（4）	埋立最終処分場	93
（5）	し尿処理施設	95
（6）	幕張新都心住宅地区廃棄物空気輸送システム	95
3	車両一覧	96
4	予算・決算・原価	97
（1）	予算	97
（2）	決算推移	99
（3）	一般廃棄物会計基準（環境省策定）による原価計算（2022年度）	100
5	事業年表	101

1 機構及び事務分掌

(1) 機構

(2024年4月1日現在)

※ 人数に再任用（フルタイム、短時間）を含む



(2) 事務分掌

環 境 局 資 源 循 環 部 廃 棄 物 対 策 課

管 理 班 043-245-5067 (内線5067～9)

3 R 推 進 班 043-245-5379、043-245-5603 (内線5070、5071)

ごみ削減推進班 043-245-5236 (内線5072、5073)

FAX 043-245-5624 (内線7050) Eメール haikibutsutaisaku.ENR@city.chiba.lg.jp

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 一般廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用施策の普及及び啓発に関すること。
- (3) ごみ減量のための「ちばルール」事業に関すること。
- (4) エコロジーパークに関すること。
- (5) 路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関すること。
- (6) 美しい街づくりの日の事業の総括に関すること。
- (7) リサイクル等推進基金に関すること。
- (8) 資源の循環に資する市民活動の推進並びに市民団体等との連絡及び調整に関すること。
- (9) 清掃諸団体との連絡及び調整(局内他の課等の所管に属するものを除く。)に関すること。
- (10) 一般廃棄物処理計画に関すること。
- (11) 一般廃棄物に係る重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- (12) 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の進行管理に関すること。
- (13) 一般廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用施策の企画、立案及び推進に関すること。
- (14) 廃棄物減量等推進審議会に関すること。
- (15) 部内の所掌事務に係る連絡及び調整に関すること。
- (16) 部内他の課等の主管に属しない事項に関すること。

収 集 業 務 課

業 務 班 043-245-5249 (内線5081～4)

家庭系廃棄物班 043-245-5246 (内線5085～8)

浄 化 槽 班 043-245-5251、043-245-5252 (内線5089～90)

FAX 043-245-5477 (内線7081) Eメール shushugyomu.ENR@city.chiba.lg.jp

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 一般廃棄物の収集運搬計画に関すること。
- (3) 一般廃棄物収集運搬業(し尿及び浄化槽汚泥に限る。)及び浄化槽清掃業の許可、指導及び監督に関すること。
- (4) 一般廃棄物の収集及び運搬の委託に関すること。

- (5) 家庭系一般廃棄物の適正排出の普及、啓発及び支援に関すること。
- (6) 分別排出指導（家庭系廃棄物に限る。）の総括に関すること。
- (7) 資源物等持ち去り防止の総括に関すること。
- (8) 粗大ごみの戸別収集に伴う受付及び収集等の総括に関すること。
- (9) 家庭系一般廃棄物（可燃ごみ、不燃ごみ又は粗大ごみに限る。）処理手数料の徴収及び納付券等の総括に関すること。
- (10) 一般廃棄物の不法投棄の総括に関すること。
- (11) 廃棄物適正化推進員の総括に関すること。
- (12) 一般廃棄物集積所の総括に関すること。
- (13) 放置自動車の処理及び対策に関すること。
- (14) 一般廃棄物（し尿及び浄化槽の汚泥に限る。）の収集、運搬及び処分に関すること。
- (15) し尿の処理業務の改善に関すること。
- (16) 合併処理浄化槽の普及、啓発及び助成に関すること。
- (17) 浄化槽の設置の届出の受理、審査及び指導に関すること。
- (18) 浄化槽保守点検業者の登録、指導及び監督に関すること。
- (19) 浄化槽管理者に対する浄化槽の保守点検及び清掃の指導及び監督に関すること。
- (20) 公衆便所の維持管理に関すること。
- (21) 一般廃棄物処理業に係る清掃団体との連絡及び調整に関すること。
- (22) 放置自動車廃物判定委員会に関すること。
- (23) 環境事業所との連絡及び調整に関すること。

環境事業所

中央・美浜環境事業所

043-231-6342 FAX 043-233-8046 Eメール chuo-mihama.ENR@city.chiba.lg.jp

花見川・稲毛環境事業所

043-259-1145 FAX 043-257-6561 Eメール hanamigawa-inage.ENR@city.chiba.lg.jp

若葉・緑環境事業所

043-292-4930 FAX 043-292-4305 Eメール wakaba-midori.ENR@city.chiba.lg.jp

- (1) 所の庶務に関すること。
- (2) 一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関すること。
- (3) 一般廃棄物の収集運搬の委託業者の指導及び監督に関すること。
- (4) 分別収集の指導に関すること。
- (5) 一般廃棄物集積所の受付、指導及び調査に関すること。
- (6) 収集車両の運行及び維持管理に関すること。
- (7) 粗大ごみ戸別収集に伴う受付及び収集等に関すること。
- (8) 粗大ごみ手数料の徴収に関すること。

- (9) 都市美化ごみ等の収集、運搬及び処分に関する事。
- (10) 不法投棄処理計画の策定及び実施に関する事。
- (11) 不法投棄に係る現地パトロールの実施に関する事。
- (12) 不法投棄の未然防止に関する事。
- (13) 分別排出の指導（家庭系廃棄物に限る。）に関する事。
- (14) 廃棄物適正化推進員に関する事。
- (15) 資源物等の持ち去り防止に関する事。
- (16) 美しい街づくりの日の事業に関する事。

廃棄物施設維持課

跡 地 管 理 班 043-245-5268（内線5100～2）

施 設 維 持 班 043-245-5653（内線5103～5）

FAX 043-245-5477（内線7051） Eメール shisetsuiji.ENR@city.chiba.lg.jp

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 一般廃棄物処理施設の管理の総括に関する事。
- (3) 最終処分場跡地利用の推進に関する事。
- (4) 一般廃棄物処理施設の長期責任委託の総括に関する事。
- (5) 一般廃棄物処理施設長期責任委託審査委員会に関する事。
- (6) 衛生センターに関する事。
- (7) 幕張新都心住宅地区廃棄物空気輸送システムに関する事。
- (8) 生浜公共道路に関する事。
- (9) 清掃工場、新浜リサイクルセンター及び廃棄物埋立管理事務所との連絡及び調整に関する事。

新港清掃工場及び北清掃工場

新港清掃工場

043-242-3367 FAX 043-242-3368 Eメール shimminato.ENR@city.chiba.lg.jp

北清掃工場

043-258-1094 FAX 043-258-5333 Eメール kita.ENR@city.chiba.lg.jp

- (1) 場の庶務に関する事。
- (2) 場の維持管理に関する事。
- (3) ごみの焼却に関する事。
- (4) 焼却灰の処分に関する事。
- (5) 場の施設見学に関する事。
- (6) 余熱利用に関する事。
- (7) 工場からの排水及びばい煙並びに一般廃棄物の分析に関する事。
- (8) 発電所の維持管理に関する事。

- (9) 長期責任委託に関すること。
- (10) 溶融スラグ等（新港清掃工場に限る。）に関すること。

新浜リサイクルセンター

043-263-9100 FAX 043-263-0260 Eメール niihamarecycle.ENR@city.chiba.lg.jp

- (1) センターの庶務に関すること。
- (2) センターの維持管理に関すること。
- (3) センターの設備の運転に関すること。
- (4) 資源物の売却に関すること。
- (5) 一般廃棄物処理手数料の調定及び徴収に関すること。
- (6) 残渣の処分に关すること。
- (7) 廃棄物等の分析に関すること。
- (8) センターの施設の見学に関すること。

廃棄物埋立管理事務所

043-228-7911 FAX 043-228-7912 Eメール haikibutsuumetate.ENR@city.chiba.lg.jp

- (1) 所の庶務に関すること。
- (2) 所の維持管理に関すること。
- (3) 一般廃棄物埋立地の管理に関すること。
- (4) 一般廃棄物処理施設の排水の水質保全及び発生ガスの調査に関すること。

廃棄物施設整備課

整備 第 一 班 043-245-5243（内線5116～5118）

整備 第 二 班 043-245-5423（内線5119、5120）

整備 第 三 班 043-245-5265（内線5121）

事業調整推進班 043-245-5399（内線5122、5123）

FAX 043-245-5477（内線7051） Eメール shisetsuseibi.ENR@city.chiba.lg.jp

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 廃棄物処理施設等の整備に関すること。
- (3) 廃棄物処理施設等の用地買収及び補償に関すること。
- (4) 廃棄物処理技術の調査及び研究に関すること。
- (5) 焼却施設の余熱利用に関すること。

産業廃棄物指導課

事業所班 043-245-5682 (内線5132～5134)

処理業班 043-245-5683 (内線5135、5136)

ヤード・残土班 043-245-5685 (内線5137、5138)

一般廃棄物班 043-245-5248 043-245-5530 (内線5139、5140)

監視指導室 043-245-5684 043-245-5754 (内線5141～5145)

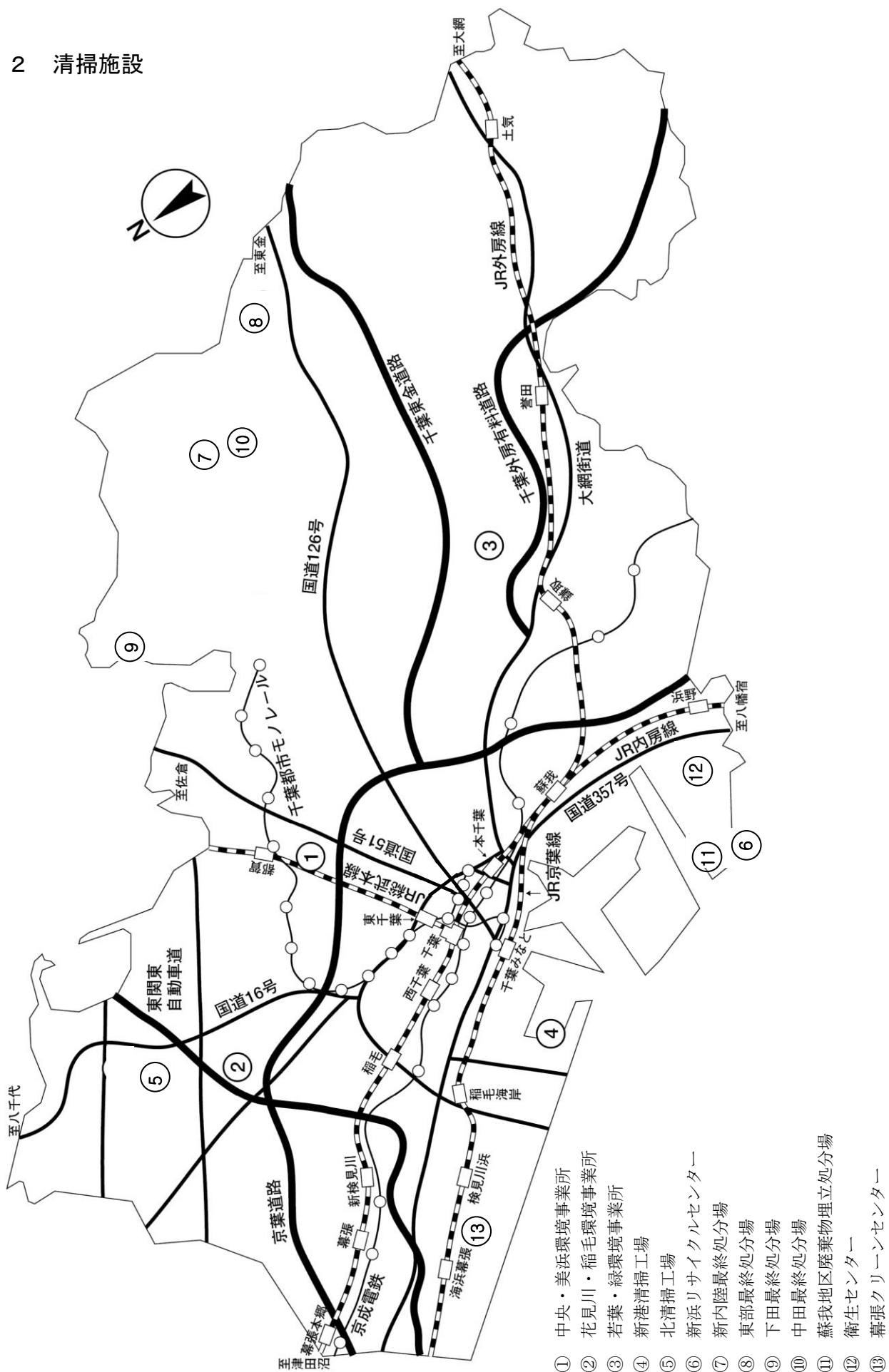
FAX 043-245-5477 (内線7051) Eメール sangyohaikibutsu.ENR@city.chiba.lg.jp

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 産業廃棄物処理指導方針に関すること。
- (3) 産業廃棄物を排出する事業者に対する指導及び監督に関すること。
- (4) 産業廃棄物処理業の許可並びに指導及び監督に関すること。
- (5) 土砂等の埋立て等の許可及び届出の受理並びに指導及び監督に関すること。
- (6) 不適正な土砂等の埋立て等の監視、指導及び苦情処理に関すること。
- (7) 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置に係る許可、届出の受理及び審査並びに指導及び監督に関すること。
- (8) 一般廃棄物処理業（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）の許可、指導及び監督に関すること。
- (9) 事業系一般廃棄物の適正処理の普及、啓発、指導及び監督に関すること。
- (10) 事業系一般廃棄物の保管場所に関すること。
- (11) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の対策に関すること。
- (12) 建築物等の分別解体等に係る再資源化等の指導に関すること。
- (13) 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく登録、許可及び指導に関すること。
- (14) 産業廃棄物処理業者に係る優良事業者の認定及び指導に関すること。
- (15) 石綿含有廃棄物等の処理に係る規制及び指導に関すること。
- (16) 硫酸ピッチの生成に係る規制及び指導に関すること。
- (17) 廃棄物処理施設設置等審議会に関すること。
- (18) 有害使用済機器の保管等に関すること。
- (19) 再生資源物の屋外保管事業者に対する指導及び監督に関すること。

監視指導室

- (1) 産業廃棄物の不適正処理及び不法投棄の監視、指導及び苦情処理に関すること。
- (2) 産業廃棄物処理施設等の維持管理に係る指導及び監督に関すること。

2 清掃施設



(1) 環境事業所

			
	①中央・美浜環境事業所	②花見川・稲毛環境事業所	③若葉・緑環境事業所
所 在 地	中央区都町8-1-17	稲毛区宮野木町2147-7	緑区平山町1045-5
開設年月	1963年 2 月	1964年 6 月	1964年 6 月
建設年月	1974年 3 月	1977年12月	1995年 7 月
敷地面積	5,646.25㎡	9,712.51㎡	12,844.82㎡
建物構造	鉄筋コンクリート 2階建 (事務所棟)	鉄筋コンクリート 平屋建 (事務所棟)	鉄筋コンクリート 2階建 (事務所棟)
建物面積	1,514.90㎡ (車庫棟含む)	1,444.33㎡ (車庫棟・倉庫棟含む)	1,476.58㎡ (車庫棟・倉庫棟含む)
建 設 費	86,773千円 (車庫棟含む)	107,772千円 (車庫棟・倉庫棟含む)	110,743千円 (車庫棟・倉庫棟含む)
担当区域	中央区・美浜区	花見川区・稲毛区	若葉区・緑区

(2) 清掃工場

			
		④ 新港クリーン・エネルギーセンター	⑤ 北清掃工場
所在地		美浜区新港226-1	花見川区三角町727-1
建設年月日		着工 1999年6月23日 竣工 2002年12月25日	着工 1988年6月23日 竣工 1996年10月31日
用地面積		32,852㎡	39,478㎡
建築面積		10,115.5㎡	9,677㎡
建設費		261億8千万円	267億円
施工者		川崎重工業(株)	三菱重工業(株)
公称能力		435t/24h	570t/24h
施設内容	型式	川崎ーサン型ストーカ式 (ストーカ式全連続焼却炉)	三菱マルチンMR-B-213型 (ストーカ式全連続焼却炉)
	基数	(145t/24h) × 3基	(190t/24h) × 3基
	通風	平衡通風	平衡通風
	煙突	外筒：鉄筋コンクリート製 内筒：SUS製4本 (高さ 100m)	外筒：鉄筋コンクリート製 内筒：鋼板製3本 (高さ 130m)
	集塵施設	ろ過式集塵装置 (バグフィルタ方式) 3基	反応集塵装置 (バグフィルタ方式) 3基
	塵芥ピット	鉄筋コンクリート製 8,700㎡	鉄筋コンクリート製 7,200㎡
	その他 ピット	スラグピット： 鉄筋コンクリート製 75㎡ 飛灰固化物ピット： 鉄筋コンクリート製 53㎡	灰ピット： 鉄筋コンクリート製 400㎡ 飛灰固化物ピット： 鉄筋コンクリート製 200㎡
	クレーン	ごみクレーン 12㎡ 2基 スラグクレーン1.5㎡ 2基	ごみクレーン 15.6㎡ 2基 灰クレーン 2.5㎡ 2基
	助燃装置	ガスバーナー 起動用3基、助燃用3基	ガスバーナー 3基
	排水処理 設備	無機系 凝集沈殿・ろ過 ・活性炭 有機系 生物処理・沈殿 ・ろ過・活性炭 洗煙系 脱炭酸・二段凝 集沈殿・砂ろ過 ・キレート吸着	生物処理→凝集沈殿→砂ろ 過→活性炭、キレート吸着
	発電設備	自家発電出力 9,170kW	自家発電出力 8,000kW
	電力・蒸 気等供給 先	電力・蒸気 アクアリンクちば	電力・蒸気 こてはし温水プール・花見 川いきいきプラザ
	付帯設備	灰熔融設備 (プラズマ方式36t/日) 熔融スラグストックヤード (保管容量1,400㎡)	子と清水調整池

(3) リサイクル関連施設

	 ⑥ 新浜リサイクルセンター
所在地	中央区新浜町4
稼働年月	1995年4月
用地面積	59,506m ²
建築面積	5,643m ²
延床面積	9,775m ²
構造	鉄骨造、 鉄骨鉄筋コンクリート造 及び鉄筋コンクリート造 地上4階、地下1階
公称能力	220t／5h 破砕設備 125t／5h 資源選別設備 95t／5h (缶類50t／5h、ビン類45t／5h)
処理方法	—
施工者	三菱重工業(株)
建設年月日	着工 1993年7月9日 竣工 1995年3月20日
建設費	67億5千万円

(4) 埋立最終処分場

最終処分場			
	⑦ 新内陸最終処分場	⑧ 東部最終処分場	⑨ 下田最終処分場
所在地	若葉区	若葉区中野町2720-1	若葉区下田町1005
埋立開始年月日	2000年9月1日一部供用 (2002年3月31日完成)	1993年5月17日 (増設分 1997年10月1日)	1971年11月1日
埋立処分終了 年月等	2037年埋立終了予定	2000年10月埋立終了	1997年3月埋立終了
位置	山間の谷間	山間	山間の谷間
処理方法	サンドイッチ方式	サンドイッチ方式	サンドイッチ方式
埋立容量	996,838m ³ (※)	286,400m ³ (内増設分 106,400m ³)	1,019,648m ³
埋立面積	82,800m ²	33,800m ² (内増設分 13,200m ²)	129,984m ²
施工者	大林・鹿島・伊藤JV 熊谷・大昭和JV	鹿島・伊藤JV (増設分)	フジタ・不動JV (再整備分)
浸出水処理施設			
	新内陸汚水処理場	東部汚水処理場	塵芥汚水処理場
所在地	若葉区	若葉区中野町2674	若葉区谷当町630
建設年月日	着工 1998年9月24日 竣工 2000年11月30日	着工 1996年12月14日 竣工 1998年2月28日	着工 1973年6月30日 竣工 1974年3月30日
用地面積	6,720m ²	5,203m ²	6,400m ²
公称能力	400m ³ /日	70m ³ /日	1,200m ³ /日
処理方法	生物学的脱窒素→凝集沈殿→ 砂ろ過→活性炭吸着	生物学的脱窒素→凝集沈殿→ 砂ろ過→活性炭吸着	生物学的脱窒素→凝集沈殿→ 砂ろ過→活性炭吸着
施工者	川崎製鉄(株)	(株)荏原製作所	荏原インフィルコ(株)

※ 2019年11月に埋立容量変更 (939,000m³→996,838m³)

最終処分場		
	⑩ 中田最終処分場	⑪ 蘇我地区廃棄物埋立処分場
所在地	若葉区中田町2479-1	中央区蘇我町2-1380
埋立開始年月日	1978年2月1日	1982年4月1日
埋立処分終了年月等	1998年3月埋立終了	1994年3月埋立終了
位置	山間の谷間	海岸埋立地
処理方法	サンドイッチ方式	ポンド方式
埋立容量	447,800m ³	1,600,000m ³
埋立面積	71,800m ²	148,000m ²
施工者	日産建設(株) (再整備分)	東洋建設(株)
浸出水処理施設		
	更科污水处理場	蘇我排水処理施設
所在地	若葉区更科町2257-1	中央区新浜町7
建設年月日	着工 1978年9月27日 竣工 1979年10月21日	着工 1980年2月14日 竣工 1981年3月31日
用地面積	12,340m ²	19,091m ²
公称能力	300m ³ /日	730m ³ /日
処理方法	生物学的脱窒素→凝集沈殿→砂ろ過→活性炭吸着	生物学的脱窒素→凝集沈殿→砂ろ過→活性炭吸着
施工者	住友重機械工業(株)	住友重機械工業(株)

(5) し尿処理施設

	 ⑫ 衛生センター
所在地	中央区村田町893
稼働年月	1995年 8 月
用地面積	27,797 m ²
建築面積	処理棟：2,937 m ² 管理棟：393 m ²
延床面積	処理棟：4,928 m ² 管理棟：692 m ²
構造	処理棟： 鉄筋コンクリート造 地上2階、地下1階 管理棟： 鉄筋コンクリート造 地上2階
公称能力	173kl／日
処理方法	前処理→ 南部浄化センターへ下水 圧送（2008年4月から）
施工者	（処理棟） 荏原インフィルコ（株）
建設年月日	着工 1992年6月26日 竣工 1995年8月19日
建設費	61億円

(6) 幕張新都心住宅地区廃棄物空気輸送システム

	 ⑬ 幕張クリーンセンター
所在地	美浜区打瀬一丁目1-4
稼働年月	タウンセンター地区： 1991年10月 住宅地区：1995年3月
用地面積	3,708 m ²
建築面積	1,480 m ²
延床面積	2,138 m ²
構造	鉄筋コンクリート造 地上3階
公称能力	112t／日
処理方法	ごみ専用投入口→ 空気輸送管→ 幕張クリーンセンター
施工者	日本鋼管（株）・三菱重工（株） ・（株）荏原製作所 J V
建設年月日	2016年4月1日 千葉県企業庁より引継
建設費	68億6千万円

3 車両一覧

(2024年4月1日現在)

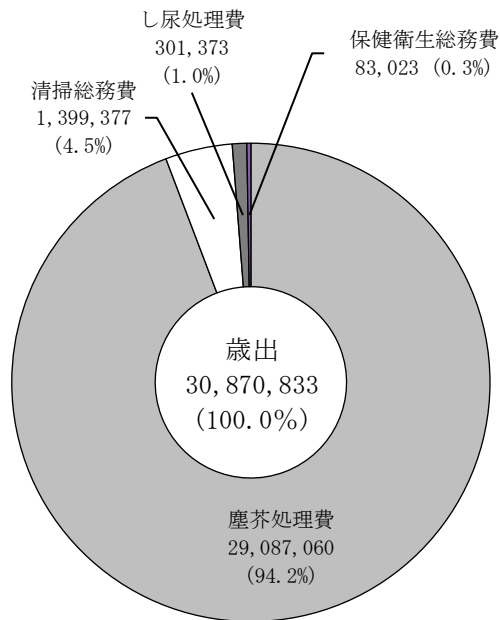
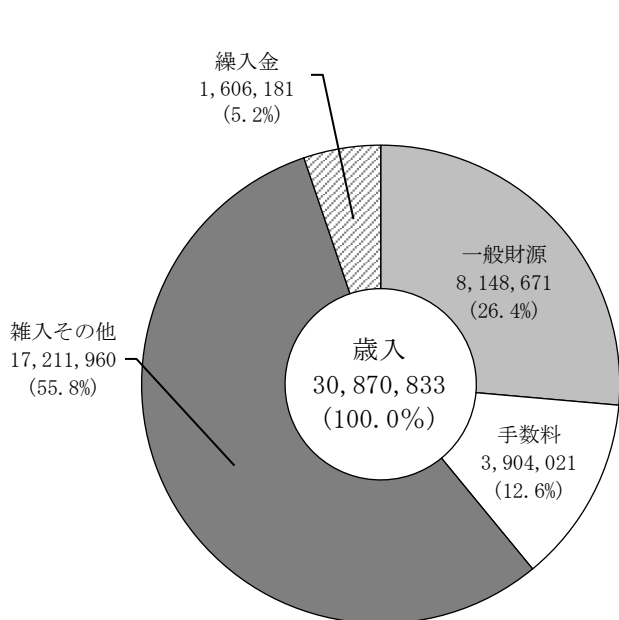
区 分	車 種		千 葉 市											小 計	業 者		小 計	合 計
			収 集 業 務 課	中 央 ・ 美 浜 環 境 事 業 所	花 見 川 ・ 稲 毛 環 境 事 業 所	若 葉 ・ 緑 環 境 事 業 所	産 業 廃 棄 物 指 導 課	廃 棄 物 施 設 維 持 課	新 港 清 掃 工 場	北 清 掃 工 場	新 浜 リ サ イ ク ル セ ン タ ー	新 内 陸 最 終 処 分 場	廃 棄 物 施 設 整 備 課		委 託 業 者	許 可 業 者		
ご み 収 集 運 搬 用	パッカー車 (天然ガス車を含む)	2t											(0)	15	20	(35)	35	
		4t											(0)	83	32	(115)	115	
		6t											(0)		5	(5)	5	
	クレーン車	2t		1		1							(2)		1	(1)	3	
		4t											(0)		3	(3)	3	
	ブレス パッカー車 (天然ガス車を含む)	2t		2	3	2							(7)	14	43	(57)	64	
		4t		1	2	2							(5)	19	86	(105)	110	
	アーム ロール車	2t											(0)		4	(4)	4	
		4t											(0)		55	(55)	55	
		10t											(0)	1	5	(6)	6	
	ダンプ車	2t											(0)		3	(3)	3	
		4t											(0)		3	(3)	3	
		10t											(0)		1	(1)	1	
	普通貨物車 (天然ガス車を含む)	2t		1	2	2							(5)	71	88	(159)	164	
		4t											(0)		7	(7)	7	
	普通冷蔵冷凍車												(0)		7	(7)	7	
	小型貨物車												(0)	2	11	(13)	13	
	小 計			(0)	(5)	(7)	(7)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(19)	(205)	(374)	(579)	(598)
ご み 埋 立 用	バックホウ												(0)	1		(1)	1	
	ホイルローダ												(0)	1		(1)	1	
し 尿 収 集 用	バキューム車												(0)		13	(13)	13	
	浄化槽清掃車												(0)		26	(26)	26	
そ の 他	灰運搬車												(0)	13		(13)	13	
	残さ運搬車	4t											(0)	1		(1)	1	
		10t											(0)	5		(5)	5	
	ペットボトル運搬車												(0)	4		(4)	4	
	パトロール車			2	1	1	3						(7)			(0)	7	
	事務連絡車		1	1	1	1		2	1	1	1	2	3	(14)		(0)	14	
	小型貨物車		1										(1)			(0)	1	
	ショベルローダ									1			(1)	3		(3)	4	
	フォークリフト												(0)	5		(5)	5	
	軽貨物			1	1	1							(3)			(0)	3	
合 計			2	9	10	10	3	2	1	2	1	2	3	(45)	238	413	(651)	696

4 予算・決算・原価

(1) 予算

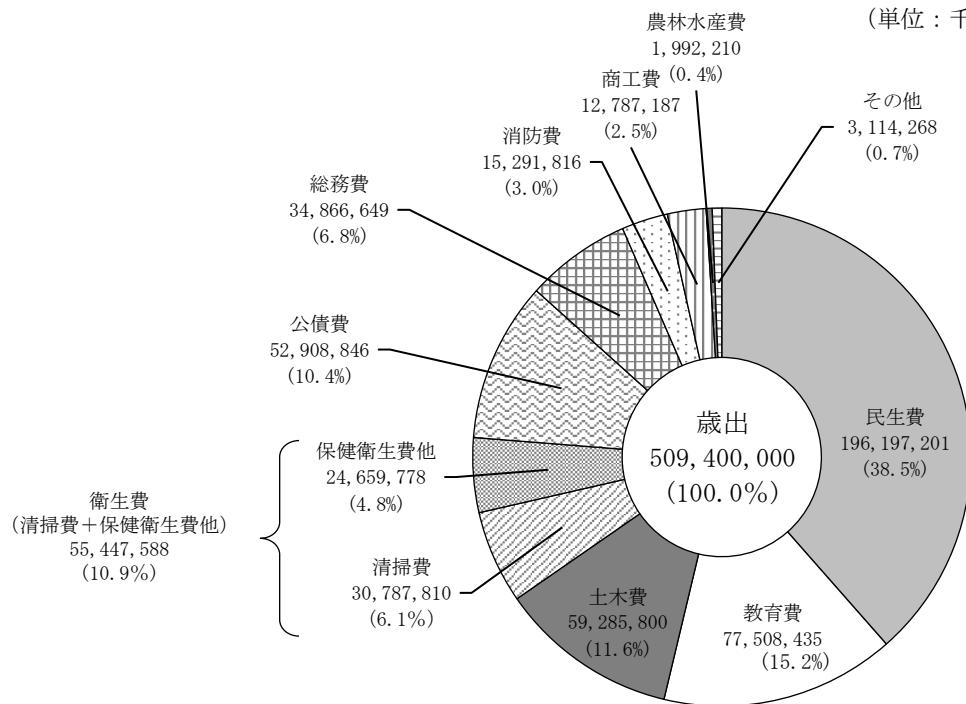
ア 2024年度清掃事業費当初予算内訳

(単位：千円)



イ 2024年度一般会計当初予算額

(単位：千円)



ウ 2024年度当初予算事業別内訳

(単位：千円)

項 目		事 業 別 内 訳	
清 掃 費 30,787,810	清掃総務費 1,399,377	1 廃棄物減量等推進審議会委員報酬	1,105
		2 一般職人件費	1,398,272
	塵芥処理費 29,087,060	1 会計年度任用職員人件費	5,345
		2 家庭ごみ手数料徴収事業費	582,878
		3 ごみ減量・資源化推進事業費	50,450
		4 美化推進・路上喫煙等防止事業費	8,712
		5 家庭ごみ分別推進事業費	289,108
		6 リサイクル等推進基金積立金	1,612,249
		7 事業系一般廃棄物対策事業費	3,639
		8 塵芥収集運搬事業費	4,720,088
		9 中央・美浜環境事業所管理運営費	14,850
		10 花見川・稲毛環境事業所管理運営費	14,793
		11 若葉・緑環境事業所管理運営費	18,610
		12 新清掃工場建設関係費	10,930,174
		13 幕張クリーンセンター管理運営費	328,605
		14 最終処分場管理運営費	903,107
		15 北谷津清掃工場管理運営費	880
		16 新港清掃工場管理運営費	2,817,659
		17 北清掃工場管理運営費	2,562,990
		18 焼却灰処理事業費	94,380
		19 新浜リサイクルセンター管理運営費	1,941,448
		20 産業廃棄物対策事業費	32,545
		21 産業廃棄物不法投棄等残存事案対策事業費	1,000
		22 残土対策事業費	731
		23 最終処分場整備運営費	2,004,123
		24 リサイクルセンター建設関係費	84,000
		25 その他諸経費	64,696
	し尿処理費 301,373	1 し尿収集運搬事業費	72,494
		2 浄化槽対策事業費	9,453
		3 衛生センター管理運営費	206,531
		4 その他諸経費	12,895
保健衛生費 (清掃事業費分) 83,023	保健衛生総務費 (清掃事業費分) 83,023	1 会計年度任用職員人件費	83,023

(2) 決算推移

ア 歳 入

(単位：円)

年度	一般会計決算額	清掃事業費決算額	使用料及び手数料	国庫補助金	県補助金	その他の収入	市 債
2019	458,042,935,322	6,545,230,439	3,752,204,106	51,777,760	—	2,271,248,573	470,000,000
2020	576,771,398,818	6,077,542,537	3,476,480,475	76,854,760	—	2,208,207,302	316,000,000
2021	509,112,267,470	8,140,678,050	3,556,341,728	541,804,800	—	3,047,531,522	995,000,000
2022	529,859,339,264	11,612,428,864	3,579,310,983	788,551,120	—	4,018,566,761	3,226,000,000
2023	506,283,390,547	12,240,936,631	3,539,625,430	817,859,800	—	3,075,451,401	4,808,000,000

イ 歳 出

(単位：円)

年度	一般会計決算額	清掃事業費決算額	清掃総務費	塵芥処理費	し尿処理費	災害救助費	災害復旧費	保健衛生総務費
2019	451,046,770,082	14,055,840,529	1,332,231,247	12,389,116,479	267,463,981	39,726,822	27,302,000	—
2020	570,188,707,345	14,363,032,616	1,330,148,451	12,663,626,325	223,335,713	85,944,828	—	59,977,299
2021	502,670,617,677	16,352,998,759	1,330,955,091	14,751,771,344	207,149,303	—	—	63,123,021
2022	522,986,050,631	19,321,833,785	1,344,907,844	17,662,341,622	252,175,101	—	—	62,409,218
2023	502,483,041,285	20,097,122,330	1,363,782,218	18,416,487,015	237,070,956	3,975,838	—	75,806,303

(3) 一般廃棄物会計基準（環境省策定）による原価計算（2022年度）

（単位：円）

区 分	収集運搬			中間処理 (a)			最終処分 (b)	資源化 (c)	処分 (処理・処分・資源化) (α)+(β)+(b)+(c)	管 理	計 (収集運搬・処分・管理)
	公設民営分 (α)	直営・委託分 (β)	合計 (α)+(β)	公設民営分 (α)	直営・委託分 (β)	合計 (α)+(β)					
委託料もしくは 組合負担金	38,940,000	3,725,646,000	3,764,586,000	4,636,788,077	0	4,636,788,077	149,074,677	460,058,346	5,245,921,100	0	9,010,507,100
人 件 費	0	526,937,879	526,937,879	98,243,977	9,626,037	107,870,014	27,202,201	38,504,143	173,576,358	610,364,330	1,310,878,567
車両に係る 物件費	0	26,771,389	26,771,389	0	1,098,168	1,098,168	0	189,791	1,287,959	0	28,059,348
施設に係る 物件費	391,160,027	53,031,003	444,191,030	1,967,589,376	283,015,449	2,250,604,825	64,522,422	1,132,061,795	3,447,189,042	0	3,891,380,072
その他共通的 物件費	18,665,428	28,952,515	47,617,943	1,387,433	197,278	1,584,711	1,584,711	1,135,482	4,304,904	696,828,690	748,751,537
経 費	0	0	0	5,598,520	192,435	5,790,955	3,042,623	769,738	9,603,316	0	9,603,316
部門直接原価	448,765,455	4,361,338,786	4,810,104,241	6,709,607,383	294,129,367	7,003,736,750	245,426,634	1,632,719,296	8,881,882,680	1,307,193,020	14,999,179,940
ごみ量 (t)	(a) 185,821			235,374			15,185	20,606	(b) 271,165		
1t当たり経費	25,885.7			29,755.8			16,162.4	79,235.1	32,754.5		58,640.2

※ 合計については、端数処理の関係で一致しない場合があります。

ごみ量の合計 ((a) + (b)) 456,986t

5 事業年表

年	月	ごみ関係	し尿関係	法令関係	備考
1954年	4月 11月			・清掃法施行 ・千葉市清掃条例施行	
1957年	4月 12月			・千葉市清掃条例一部改正	・衛生課清掃係を廃止し清掃課を新設
1959年	3月 4月	・園生最終処分場稼働（5,577m ² ）		・千葉市清掃条例一部改正	
1960年	2月 4月	・銀座通り地下式ごみ箱設置（41か所） ・ごみ収集運搬民間委託を開始			
1961年	1月 10月	・萩台最終処分場稼働	・村田衛生処理場完成（90kl／日）	・千葉市清掃条例一部改正	
1962年	3月 4月 7月 12月	・本町地区地下式ごみ箱設置 ・萩台最終処分場追加買収（面積21,496m ² ） ・園生最終処分場埋立終了 ・ポリ容器により定日収集実施（栄町500世帯） ・ポリ袋による厨芥処理実施	・浜野地区し尿汲取り作業許可業者にて実施 ・素掘貯留槽の投入開始（長沼町）		
1963年	1月 2月 5月 12月	・塵芥処理にクレーン車によるコンテナ方式を計画（第1号クレーン車購入） ・コンテナ方式（ダストボックス） ・宮野木焼却場増設（40 t／8 h）			・機構改革により清掃事務所開設
1964年	4月 10月 11月	・宮野木焼却場増設（50 t／日） ・仁戸名最終処分場稼働（面積7,000m ² ）	・し尿汲取り手数料改定（人頭割制に切替）		・機構改革により清掃課清掃係を企画係に改める
1965年	3月 7月 8月	・仁戸名最終処分場埋立終了 ・宮野木最終処分場稼働	・犢橋化学処理場完成（144kl／日） ・移動式公衆便所購入（7台）		
1966年	5月		・素掘貯留槽の投入開始（中野町）		
1967年	8月		・し尿の海洋投棄開始		
1968年	1月 4月 8月	・源最終処分場稼働 ・(旧)北谷津清掃工場完成（能力300 t／日）	・し尿汲取り料金改定		
1969年	2月 10月		・衛生処理場増設工事開始（200kl／日）		・機構改革により、清掃部清掃施設課、清掃業務課となる
1970年	2月 10月	・宮野木最終処分場埋立終了	・し尿汲取り手数料改定		・機構改革により、清掃部清掃施設課、清掃第一課、清掃第二課となる

年	月	ごみ関係	し尿関係	法令関係	備考
1971年	3月 9月 10月 11月	・源最終処分場埋立終了 ・下田最終処分場稼働	・衛生処理場増設竣工（200k1／日）	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行	・千葉市廃棄物処理対策審議会設置
1972年	3月 5月	・粗大ごみ収集実施		・千葉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行	
1974年	3月 4月	・谷当塵芥污水处理場竣工（能力3,473k1／日） ・（旧）新港清掃工場稼働（能力450 t／日）			
1975年	5月 6月 7月	・ごみ処理手数料改定 ・犬猫処理手数料改定 ・分別収集実施（一部ポリ収集地区）	・し尿汲取り手数料改定 ・し尿浄化槽設備指導要綱に基づく事前協議申請開始		・行政組織の一部改正（清掃施設の清掃第一課配属）
1976年	4月	・ごみ処理手数料改定			
1977年	3月 5月 7月 10月 11月 12月	・（旧）北谷津清掃工場停止 ・谷当塵芥污水处理場第三次処理施設竣工（1,200k1／日） ・宮野木焼却場廃止 ・（新）北谷津清掃工場稼働（能力450 t／日） ・クラムパック車導入	・し尿汲取り手数料改定		・行政組織の一部改正（清掃工場の独立）
1978年	1月 2月 6月 9月	・中田最終処分場稼働 ・ごみ処理手数料改定 ・たばこの吸い殻収集実施（市中心部） ・分別収集実施（一部ダストボックス収集地区）	・犢橋化学処理場運転停止 ・村田衛生処理場運転停止（90k1／日）		
1979年	4月 10月 11月	・有蓋クレーン車導入 ・更科処理場竣工（300k1／日）	・し尿汲取り手数料改定 ・し尿処理実態調査実施		
1980年	3月 4月 11月	・千葉市廃棄物処理基本計画の策定 ・ごみ処理手数料改定 ・清掃指導員の発足			
1981年	11月				・自動販売機実態調査の実施
1982年	3月 4月	・下田最終処分場停止 ・中田最終処分場一般搬入開始 ・蘇我地区廃棄物埋立処分場稼働 ・ごみ処理手数料改定	・し尿汲取り許可業者廃業（4業者）（7台）		
1983年	4月		・直営による公共施設のし尿汲取りを廃止し委託となる		

年	月	ごみ関係	し尿関係	法令関係	備考
1984年	3月 4月 5月	・新清掃工場用地取得 ・粗大ごみ分別収集開始 ・使用済み乾電池の回収を実施			
1985年	2月 5月 6月 10月 12月	・清掃推進員制度の発足 ・中田最終処分場埋立終了 ・クラムパック車廃止	・し尿汲取り手数料改定 ・し尿汲取り許可業者3社減車（3台）	・千葉県廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び同施行規則の一部改正 ・千葉県浄化槽清掃業の許可に関する規則施行	
1986年	3月 4月 10月 11月	・千葉県一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定 ・ごみ処理手数料改定 ・ビン、缶の分別収集を大宮地区をモデル区域として実施	・横橋化学処理場運転廃止 ・し尿汲取り許可業者1社減車（1台）		
1987年	4月 8月 11月	・ビン、缶の分別収集を幕張西地区をモデル区域として実施 ・ビン、缶の分別収集を若松地区をモデル区域として実施	・合併処理浄化槽設置補助開始（交付要綱制定）		・行政組織の一部改正（環境衛生局の設置）
1988年	3月 4月	・ビン、缶の分別収集を千草台地区をモデル区域として実施		・千葉県浄化槽法施行細則施行 ・残土等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例施行 ・千葉県浄化槽保守点検業者登録に関する条例及び規則を施行 ・千葉県浄化槽取扱指導要綱制定	
1989年	4月 6月 7月 11月		・し尿収集運搬許可業者1社減車（1台）		・機構改革により清掃部企画管理課、施設建設課、施設管理課、業務課となる ・千葉県一般廃棄物処理基本計画検討委員会設置 ・千葉県ごみ処理問題対策推進本部設置
1990年	2月 4月 5月 7月 8月 9月 10月 11月	・ごみ処理手数料改定 ・ごみ減量・資源化キャンペーン実施 ・下田最終処分場稼働 ・集団回収への補助開始 ・生ごみ肥料化容器・簡易焼却炉の助成制度開始 ・ビン、缶の分別収集を幸町ガーデンタウン地区をモデル区域として実施（以降段階的に実施）	・し尿汲取り許可業者2社減車（3台）	・千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱制定	・千葉県廃棄物等不適正処理監視委員制度導入

年	月	ごみ関係	し尿関係	法令関係	備考
1991年	4月 6月 7月 9月 10月 12月	・空き缶プレスカー（愛称パッケンカー）導入 ・クリーンネットちば（ごみ減量PR誌）発刊（年4回）	・し尿汲取り許可業者廃業（1業者）（1台） ・し尿収集運搬許可業者1社減車（1台）		・機構改革により清掃局として局課制を敷き、清掃総務課、施設建設課、施設管理課、業務第一課、業務第二課、産業廃棄物指導課となる ・清掃総務課内にごみ減量推進室を設置 ・パラグアイ国アスンシオン市へ技術指導のため職員1名派遣（1992年6月まで） ・千葉市一般廃棄物処理基本計画検討委員会終了（全22回）
1992年	1月 2月 3月 4月 10月 11月	・千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定 ・ごみ処理手数料改定 ・ごみの5分別（可燃ごみ、不燃ごみ、資源物、有害ごみ、粗大ごみ）収集を開始 粗大ごみ収集はステーション収集方式を廃止し申込制各戸収集に移行 ・ダストボックスの撤去開始 ・中田最終処分場稼働	・し尿汲取り手数料改定		・検討委員会より報告書提出 ・千葉駅前オフィス町内会の設立 ・パラグアイ国アスンシオン市へごみ収集車輻等の寄贈 ・政令指定都市となる ・機構改革により清掃局に局部制を敷き、業務部は清掃総務課、業務第一課、業務第二課、産業廃棄物指導課となり、施設部は施設建設課、施設管理課となる ・清掃事務所の担当区域を変更（中央清掃事務所（中央区、美浜区）北部清掃事務所（花見川区、稲毛区）南部清掃事務所（若葉区、緑区）） ・ごみ収集車両に新デザイン導入開始 ・パラグアイ国アスンシオン市へ技術指導のため職員1名派遣（1994年10月まで）
1993年	3月 4月 5月 10月	・下田最終処分場埋立終了 ・千葉市産業廃棄物処理指導計画策定 ・東部最終処分場稼働	・し尿汲取り許可業者廃業（2業者）（4台） ・し尿収集運搬許可業者1社減車（1台）	・千葉市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則施行 ・千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例及び規則施行 ・千葉市廃棄物適正化推進員要綱を制定	・千葉市廃棄物減量等推進審議会の設置（千葉市廃棄物処理対策審議会設置条例の廃止） ・千葉市廃棄物適正化推進員の発足（清掃推進員制度の廃止） ・機構改革により清掃総務課内のごみ減量推進室を廃止し、新たにリサイクル推進課を設置

年	月	ごみ関係	し尿関係	法令関係	備考
1994年	2月 3月 4月 5月 7月 10月 11月	・福祉施設（老人ホーム）「和陽園」に業務用生ごみ処理機を試験的に導入 ・蘇我地区廃棄物埋立処分場埋立終了 ・ごみ処理手数料改定 ・可燃ごみ収集全面委託 ・下田最終処分場稼働 ・事業所ごみ指定袋制を導入	・し尿汲取り許可業者1社減車（2台）	・千葉市産業廃棄物多量排出事業場処理計画作成指針策定	・千葉市廃棄物減量等推進審議会に「ごみ指定袋制導入について」諮問 ・千葉市廃棄物減量等推進審議会より「ごみ指定袋制導入について」答申を受ける ・バラグアイ国アスンシオン市へブルドーザー等の寄贈 ・市役所中央分室に「リサイクルPRコーナー」を設置
1995年	1月 2月 3月 4月 8月 10月 11月 12月	・家庭ごみ指定袋制を導入 ・幕張新都心住宅地区管路収集開始 ・新浜リサイクルセンター稼働（205 t／日） ・廃蛍光灯分別収集開始 ・廃プラスチック類減容車導入 ・東部最終処分場埋立終了	・衛生センター稼働（173kl／日） ・衛生処理場運転停止（200kl／日）	・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行	・四市清掃協議会が柏市の加入により、五市清掃協議会となる（千葉市、船橋市、市川市、松戸市、柏市） ・「千葉市ごみリサイクル懇話会」を設置 ・スリランカ国へごみ収集車の寄贈 ・「リサイクルPRコーナー」を拡充した「リサイクルバンク」を設置 ・千葉市廃棄物減量等推進審議会に「家庭から出る粗大ごみの有料（処理手数料）制実施に係る事項について」諮問
1996年	2月 3月 4月 6月 10月 11月 12月	・第2次千葉市産業廃棄物処理指導計画策定 ・生ごみ減量処理機の助成制度開始 ・簡易焼却炉の助成制度廃止 ・北清掃工場稼働（570 t／日） ・北リサイクルプラザ開設 ・北部ストックヤード廃止	・し尿汲取り許可業者廃業（1業者）（1台）	・千葉市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行	・千葉市廃棄物減量等推進審議会より「家庭から出る粗大ごみの有料（処理手数料）制実施に係る事項について」答申を受ける
1997年	1月 3月 4月	・新浜リサイクルセンター増設（220 t／日） ・粗大ごみ受付センター開設 ・市立小学校2校に業務用生ごみ処理機を試験的に導入 ・下田最終処分場埋立終了 ・千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定 ・ペットボトルの店頭（拠点）回収開始 ・不燃・有害ごみ収集の一部委託を開始	・し尿収集運搬許可業者廃業（1業者）（1台）		

年	月	ごみ関係	し尿関係	法令関係	備考
	8月 10月 12月	・東部最終処分場（増設部）稼働			・機構改革により環境局となり、清掃部署として、環境管理部（環境事業総務課、リサイクル推進課、業務第一課、業務第二課、産業廃棄物指導課）と施設部（施設維持課、施設整備課）を置く ・清掃事務所が、業務拡大・名称変更により中央・美浜環境事業所、花見川・稲毛環境事業所、若葉・緑環境事業所となる ・千葉市廃棄物減量等推進審議会に「(仮称)千葉市散乱廃棄物防止条例の基本的事項について」諮問 ・千葉市廃棄物減量等推進審議会より「(仮称)千葉市散乱廃棄物防止条例の基本的事項について」答申をうける
1998年	1月 3月 4月 5月 8月 12月	・北谷津プラズマ溶融センター稼働(24 t／日) ・小学校の業務用生ごみ処理機（試験導入）2校追加 ・中田最終処分場埋立終了 ・一般廃棄物収集運搬業等の許可申請等手数料改定 ・カセット式ガスボンベ・スプレー缶類を危険物として分別収集開始 ・粗大ごみ収集を有料化 ・事業所ごみ全面有料化 ・自己搬入ごみの各施設での受付開始 ・簡易焼却炉の無料回収開始	・し尿汲取り許可業者廃業（3業者）（3台） ・し尿汲取り許可業者1社減車（1台） ・浄化槽清掃業の許可申請等手数料改定	・千葉市土砂等の埋立等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行 ・千葉市空き缶等の散乱の防止に関する条例施行 ・千葉市リサイクル推進基金条例施行 ・千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例の一部改正 ・特定家庭用機器再商品化法施行	
1999年	3月 4月 7月 12月	・簡易焼却炉の無料回収終了	・し尿の海洋投入廃止		・機構改革により業務第一課と業務第二課が業務課となる ・千葉市新総合ビジョン審議会・自然環境部会開催
2000年	3月 4月 7月 8月 9月 10月	・空き缶プレスカー（愛称パッケンカー）廃止 ・水銀入り体温計分別収集開始 ・新内陸最終処分場一部供用開始 ・東部最終処分場埋立終了	・し尿収集運搬許可業者1社減車（1台） ・し尿汲取り手数料改定	・千葉市環境関係手数料条例施行 ・千葉市県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱制定 ・千葉市マイバッグ協力店認定制度実施要綱制定	・千葉市廃棄物減量等推進審議会に「千葉市一般廃棄物処理基本計画の策定にかかる基本的事項について」諮問

年	月	ごみ関係	し尿関係	法令関係	備考
	12月			・千葉市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正	
2001年	1月 2月 3月 4月 5月 10月	・新浜リサイクルセンタースtockヤード開設 ・ペットボトル回収をステーション収集方式に変更 ・第3次千葉市産業廃棄物処理指導計画策定 ・粗大ごみのうち、特定家電4品目（エアコン・ブラウン管式テレビ・冷蔵庫・洗濯機）を排出 禁止物に指定	・し尿汲取り許可業者転業（5業者）（5台） ・し尿収集運搬許可業者1社減車（1台） ・し尿収集運搬許可業者転業（1業者）（2台）	・特定家庭用機器再商品化法施行令の一部改正 ・千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例及び規則の一部改正 ・千葉市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例の一部改正 ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行 ・資源の有効な利用の促進に関する法律施行	・千葉市廃棄物減量等推進審議会より「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定に係る基本的事項について」答申を受ける
2002年	3月 4月 8月 12月	・千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改定 ・新内陸最終処分場完成 ・北谷津プラズマ溶融センター休止 ・千葉市廃棄物循環型社会基盤施設整備事業計画策定 ・使い捨てライター分別収集開始 ・障害者等世帯の粗大ごみ運び出し収集を開始 ・（旧）新港清掃工場停止 ・（新）新港清掃工場稼働（405 t / 日）	・合併処理浄化槽設置補助（交付要綱改正）		
2003年	1月 3月 7月 8月 10月	・蘇我エコロジーパーク構想策定 ・可燃ごみの月曜祝休日収集を開始 ・ごみ減量のための「ちばルール」策定	・し尿収集運搬許可業者転業（2業者）（2台）	・使用済自動車の再資源化等に関する法律施行 ・千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例及び施行規則の一部改正	
2004年	1月 3月 4月 5月 7月	・ごみ減量のための「ちばルール」行動協定締結 ・集団回収未実施地域で古紙・布類分別収集を開始 ・特定家電品目に冷凍庫を追加	・し尿収集運搬許可業者転業（2業者）（2台） ・合併処理浄化槽設置補助（交付要綱改正）	・特定家庭用機器再商品化法施行令の一部改正 ・千葉市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正 ・千葉市産業廃棄物多量排出事業場処理計画作成指針の一部改定 ・千葉市使用済自動車の適正処理に関する指導要綱制定	

年	月	ごみ関係	し尿関係	法令関係	備考
	10月	・粗大ごみ及び不燃ごみのうち、家庭用パソコン（デスクトップ型及びノートブック型）の収集を終了		・千葉市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正	
2005年	3月 4月 6月 7月 8月 10月	・千葉市震災廃棄物処理計画策定 ・不燃・有害ごみの収集を全面委託 ・各清掃工場と各環境事業所に「古紙回収庫」を設置（計6か所） ・中央区全域で古紙・布類分別収集を開始 ・粗大ごみインターネット受付開始	・し尿収集運搬許可業者1社減車（1台）	・千葉市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正 ・千葉市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正	・千葉市廃棄物減量等推進審議会に「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定にかかる基本的事項について」諮問
2006年	2月 3月 5月 10月	・第4次千葉市産業廃棄物処理指導計画策定 ・全市域で古紙・布類分別収集を開始 ・産業廃棄物処理業者の評価制度の運用を開始		・千葉市浄化槽法施行細則の一部改正 ・千葉市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正	・パラグアイ国アスンシオン市ヘブルドーザー等の寄贈 ・千葉市廃棄物減量等推進審議会より「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定に係る基本的事項について」答申を受ける ・中田スポーツセンター供用開始
2007年	1月 3月 4月 11月	・市役所、若葉区役所、緑区役所に「古紙回収庫」を増設（累計9か所） ・千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改定 ・「焼却ごみ1／3削減」推進のための普及・啓発を開始 ・ごみ処理手数料改定 ・北清掃工場において、長期責任型運営維持管理事業を開始 ・粗大ごみ処理手数料改定 ・生ごみ分別収集モデル事業を開始	・合併処理浄化槽設置補助（交付要綱改正）		
2008年	1月 3月 4月 10月	・2007年度の焼却ごみの量を対前年度比、約24,000トン削減 ・寒川土地区画整理事務所、花見川区役所、稲毛公民館、みつわ台第2公園スポーツ施設、古市場公園スポーツ施設、高洲市民プールに「古紙回収庫」を増設（受入開始は4月、累計15か所） ・土気市民センター、検見川稲毛土地区画整理事務所、松ヶ丘公民館に「古紙回収庫」	・し尿収集運搬許可業者1社減車（1台） ・合併処理浄化槽設置補助（交付要綱改正）	・千葉市硫酸ビッチの生成の禁止に関する条例及び規則施行 ・千葉市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正	・千葉市民ゴルフ場供用開始

年	月	ごみ関係	し尿関係	法令関係	備考
	12月	を増設（累計18か所）		・特定家庭用機器再商品化法施行令の一部改正	
2009年	3月 4月 10月 12月	・2008年度の焼却ごみの量を対前年度比、約14,500トン削減 ・特定家電品目に液晶テレビ、プラズマテレビ、衣類乾燥機を追加 ・新港清掃工場溶融スラグストックヤード稼働 ・家庭ごみの収集体制を見直し、古紙・布類の回収を月2回から週1回、可燃ごみを週3回から週2回に変更 ・稲毛区役所、美浜区役所に「古紙回収庫」を増設（累計20か所）		・千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則の一部改正 ・千葉市新港清掃工場長期責任委託審査委員会設置条例施行	
2010年	1月 3月 4月 7月 9月	・2009年度の焼却ごみの量を対前年度比、約15,000トン削減	・合併処理浄化槽設置補助（交付要綱改正）	・千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則の一部改正 ・千葉市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正 ・千葉市浄化槽法施行細則の一部改正 ・千葉市廃棄物処理施設設置等審議会設置条例施行 ・千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例及び規則の一部改正 ・千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例及び施行規則の一部改正	・千葉市廃棄物減量等推進審議会に「ごみ分別・排出ルールを守らない者に対する指導制度の創設について」諮問 ・千葉市廃棄物減量等推進審議会より「ごみ分別・排出ルールを守らない者に対する指導制度の創設について」答申を受ける ・千葉市廃棄物減量等推進審議会に「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定にかかる基本的事項について」諮問
2011年	1月 3月 4月	・東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）により、市域に被害が発生 ・千葉市震災廃棄物処理計画改定 ・新港清掃工場において、長期責任型運営維持管理事業を開始 ・ごみ分別・排出指導制度の運用開始 ・資源物等持ち去り禁止の命令・罰則の運用開始 ・「ジャパン・リサイクル㈱（現「J&T環境㈱）」と「震災廃棄物処理の支援に係る協定」締結 ・路上喫煙者等に対する直罰制度開始		・千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例施行	

年	月	ごみ関係	し尿関係	法令関係	備考
	7月				・千葉市廃棄物減量等推進審議会より「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定にかかる基本的事項について」答申を受ける
2012年	3月 4月 7月	・千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改定 ・生ごみ分別収集特別地区事業を開始 ・粗大ごみ収集運搬業務（中央区・美浜区）委託		・千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正	・千葉市廃棄物減量等推進審議会に「家庭ごみ手数料徴収（有料化）の制度について」諮問
2013年	1月 2月 3月 4月	・ごみ減量のための「ちばルール」改正 ・最終処分場において、長期責任型運営維持管理事業を開始		・千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例の一部改正	・千葉市廃棄物減量等推進審議会より「家庭ごみ手数料徴収の制度について」答申を受ける
2014年	2月 3月	・家庭ごみ手数料徴収制度を開始 ・粗大ごみ収集運搬業務（花見川区・稲毛区）委託			・「リサイクルバンク」を廃止
2015年	3月 5月 6月	・「焼却ごみ1／3削減」の目標達成 ・粗大ごみ収集運搬業務（若葉区・緑区）委託 ・剪定枝等循環システムモデル事業（2地区（約1,600世帯））を開始 ・北谷津プラズマ溶融センター廃止		・千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則の一部改正	・千葉市廃棄物減量等推進審議会に「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定に係る基本的事項について」諮問 ・千葉市廃棄物減量等推進審議会一般廃棄物（ごみ）処理基本計画部会の設置
2016年	3月 4月 5月 6月	・新浜リサイクルセンター内リサイクルプラザ閉鎖 ・北リサイクルプラザ閉鎖 ・高洲市民プールの「古紙回収庫」を廃止（累計19か所） ・ごみ処理手数料改定 ・廃棄物空気輸送システムを千葉県より引き継ぐ ・剪定枝等循環システムモデル事業（中央区（約100,000世帯））を開始		・千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例の一部改正 ・千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則の一部改正	・千葉市廃棄物減量等推進審議会より「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定にかかる基本的事項について」答申を受ける

年	月	ごみ関係	し尿関係	法令関係	備考
2017年	2月	・新港清掃工場処理能力変更（405t/日→435t/日）		・千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例及び規則の一部改正 ・千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則の一部改正	
	3月				
2017年	4月	・北谷津清掃工場稼働停止 ・千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改定 ・剪定枝等再資源化事業を中央区で開始			
	9月				
2018年	2月	・剪定枝等再資源化事業を全市域で開始 ・生ごみ分別収集特別地区事業を終了		・千葉市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正 ・千葉市環境関係手数料条例の一部改正	
	3月				
2018年	4月				
	11月				
2019年	3月	・千草台公民館に古紙回収庫を設置			
	4月				
2019年	3月	・市立小学校1校に生ごみ処理機を設置し、学校給食残渣再資源化モデル事業を開始 ・千葉市災害廃棄物処理計画実施		・千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例の一部改正 ・千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則の一部改正 ・千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部改正 ・千葉市硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例施行規則の一部改正 ・千葉市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則の一部改正	
	4月				
2019年	7月	・令和元年房総半島台風（2019年台風15号）が千葉市付近に上陸し、市域に被害が発生 ・令和元年東日本台風（2019年台風19号）及び、10月25日の大雨により、市域に被害が発生 ・粗大ごみ処理手数料改定		・千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則の一部改正	
	9月				
2019年	10月				
2020年	4月	・「㈱タケエイ」と「災害時の応急対策に関する協定」を締結		・千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例の一部改正 ・千葉市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正 ・千葉市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正 ・千葉市浄化槽法施行細則の一部改正 ・千葉市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正	
	8月				

年	月	ごみ関係	し尿関係	法令関係	備考
2021年	3月 4月 11月			- 千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例施行規則の一部改正 - 千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部改正 - 千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例施行 - 千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例施行規則施行 - 千葉市環境関係手数料条例の一部改正	
2022年	1月 3月 11月	学校給食残渣再資源化モデル事業の実施校を順次拡大し、最終的に各区1校合計6校で事業を開始		- 千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例の一部改正 - 千葉市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正 - 千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則の一部改正 - 千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則の一部改正	各区役所に設置していた「リサイクル情報コーナー」を廃止
2023年	3月 10月	- 千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改定 - 千葉市災害廃棄物処理計画改定			
2024年	3月	ごみ減量のための「ちばルール」改正			